

JIIA CGO 若手人材育成プログラム ガイドライン

令和7年度

1 プログラム期間

- ・3か月以上、6か月を上限とします。
- ・本プログラムは2026年6月1日～9月30日までの間に開始するものとします（ただし、最終発表も含めて2027年9月末日までに終了しなければなりません）。
- ・合理的な理由と認められた場合、現地滞在を複数回に分割することも可能です。

2 支給内容の詳細

(1) 支給対象

ア. 国際航空費（エコノミー往復割引運賃）

・居住地と活動対象国間の合理的な経路によるエコノミークラス割引運賃（空港利用税、燃油サーチャージ等を含む）を支給します。本プログラムの期間を分割する場合、現地への渡航費（国際航空賃）は原則2回を上限に支給します。

イ. 滞在費・研究活動費

・東南アジア及びインドにおける滞在費・研究活動費は、1日当たり18,000円を支給します。

ウ. 海外旅行保険料

・目的地や期間等に応じて、国際問題研究所（JIIA）内規の上限範囲内で支給します。

エ. 査証手数料

オ. 渡航関係一時金：30万円（1回のみ支給）

※ア、ウ、エについては、JIIAにて手配の上、支給します。

(2) 支給方法

- ・活動対象地等の事情を鑑み、個別に定めます。

3 本プログラムの支援受給者の義務

(1) 専念義務

- ・本プログラムの支援を受給している期間中は本プログラム活動に専念することとします。活動対象地において有給の就労（雇用契約を結んで収入を得る等）に就くことは認められません。
- ・旅費・滞在費が含まれる他のフェロシップ、奨学金、研究助成金等を同時期に受給することはできません。受給期間が重複している場合は、いずれか一つを選択する必要があります。

(2) 報告書の提出

- ・本プログラム期間が4か月を超える場合、その中間時点において中間報告書を、終了後2か月以内に活動の成果をまとめた最終報告書をJIIAに提出することとします。最終報告書には、本プログラムの趣旨に則り、活動の成果となる政策提言やビジョン・構想などをまとめたペーパーを添付するものとします。
- ・JIIAは、最終報告書に添付されたペーパーを、本プログラムの成果物としてウェブサイト上や印

刷物にして公開することがあります。

(3) 報告会等への参加

・本プログラムの支援受給者はプログラム期間終了後に、成果を報告する報告会等に参加していただきます。

受給者の義務やあらかじめ定める規則に反した場合、JIIA は本プログラムの支援受給資格の取消、本プログラムの支援の供与停止、又は支給済経費の返還を要求することがあります。

4 同意事項

(1) 法令遵守

ア. 補助金等の受給や使用に関して不正行為があったときは、補助金等の交付取消や返還命令（含む加算金）、その他の一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が科されることがあります（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）参照）。

イ. 本プログラムのため、活動対象国に滞在中は、現地の法令を遵守してください。

(2) 事業に関する情報の公開

ア. 採用された場合、申請者・団他の名称、事業の概要等の情報は、JIIA のウェブサイト等において公表されることがあります。

イ. 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年法律第 49 号）に基づく開示請求が JIIA に対してなされた場合には、同法に定める開示情報及び提出された申請書類が開示されます。

ウ. JIIA に提出された成果物などは、JIIA の広報のため、公開することがあります。

(3) 個人情報の取扱い

ア. 適用法の遵守

JIIA は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）（以下「法」という。）、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドライン等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。

イ. 個人情報の取得

JIIA は、申請者から、申請書、事業報告書、成果物等（以下「事業資料」という。）を通じて、以下の個人情報（以下「個人情報」という。）を取得することがあります。また、JIIA は、一般に公開されたウェブサイト等を通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号（携帯電話を含む）、E メールアドレス、ID 番号、パスポート番号、家族構成、家族の氏名、家族の生年月日、家族の国籍、家族の性別、家族の住所、家族の職業、本プログラム又は本プログラム前に撮影された写真等

【申請者の経歴や能力に関する情報】

履歴書（学歴及び職歴を含む）、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

【申請者のセンシティブデータ】

既往症、健康診断結果、その他健康に関する情報、銀行口座情報等の個人データ

※ JIIA は、申請者から、その家族に関する個人情報を取得することがありますが、その際、申請者は、必ず家族の方から本「個人情報の取扱い」の内容について同意を得たうえで、JIIA に提供するものとします。

ウ. 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JIIA は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者及びその家族による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的（以下「利用目的」という。）のために利用します。

(イ) 申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JIIA の事業の適正かつ円滑な運営のために、JIIA の事業実績やウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JIIA 事業の策定に利用されます。

(ウ) (イ) の情報に加え、申請者の連絡先（住所、E メールアドレス、電話番号）は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JIIA 事業についてのご連絡、今後の JIIA 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

(エ) JIIA は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者及びその家族の個人情報を取り扱います。

エ. 個人情報の提供

(ア) JIIA は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただいております。

- a. 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）
- b. 航空会社、保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
- c. 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
- d. 報道機関や他団体（事業の広報のため）
- e. その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

(イ) JIIA は、申請者の健康診断結果や健康情報を、出入国手続き、海外旅行保険への加入及びその請求、出入国後の健康管理や安全管理のために、医療機関や医療従事者、保険会社、研修協力機関又は個人、関係官庁に提供する場合があります。

(ウ) JIIA は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

オ. 個人情報の安全管理

JIIA は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

カ. 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法及びその他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

キ. 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JIIA における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

ク. 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～キの取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

ケ. 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「5 問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。

コ. 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JIIA から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

(4) 感染症の流行状況等により、関係当局が発する規制や支持等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、JIIA は、本プログラム参加者として採用する旨の通知を行った後であっても、やむを得ず、本プログラムの期間変更や、一定の条件を付すなどの要請を行う場合があります。

(5) 事業実施上の安全確保

ア. 研究活動地及び滞在地域の安全・危険情報を収集するようにしてください。

イ. 関係者にも安全・危険に関する情報を共有するようにしてください。

ウ. 外務省の海外渡航・滞在情報を確認し、適切な登録・届出を行うようにしてください。

5 問合せ先

公益財団法人 日本国際問題研究所 (JIIA)

グローバル・アウトリーチ・センター (CGO) 若手人材育成プログラム担当

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト 3 階

E-mail : CGOFellowship@jiiia.go.jp